

調査計画

1 調査の名称

サービス産業動向調査

2 調査の目的

サービス産業の生産・雇用等の状況を把握し、GDPの四半期別速報（QE）を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のアからケまでに掲げる産業（主な中分類ごとに設けられている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く。）に属する企業等及び事業所。

なお、「企業」は、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。また、「企業等」は、企業と、国・地方公共団体が運営する公営企業等をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業とする。

ア 大分類G－情報通信業

イ 大分類H－運輸業，郵便業

ウ 大分類K－不動産業，物品賃貸業

エ 大分類L－学術研究，専門・技術サービス業（「中分類71－学術・開発研究機関」及び「細分類7282－純粋持株会社」を除く。）

オ 大分類M－宿泊業，飲食サービス業

カ 大分類N－生活関連サービス業，娯楽業（「小分類792－家事サービス業」を除く。）

キ 大分類O－教育，学習支援業（「中分類81－学校教育」を除く。）

ク 大分類P－医療，福祉（「小分類841－保健所」、「小分類851－社会保険事業団体」及び「小分類852－福祉事務所」を除く。）

ケ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）（「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」を除く。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

<企業等用> 約12,000企業等

<事業所用> 約25,000事業所（母集団の大きさ：約260万事業所）

(2) 報告者の選定方法

経済センサス - 基礎調査又は経済センサス - 活動調査を基礎として、新設の企業等の追加のため、事業所母集団データベース（年次フレーム）による補完を行って、以下の企業等及び事業所を報告者として選定する。

<企業等用> (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

① 次の(ア)から(カ)までに掲げる産業等に属する企業等をしつ皆調査とする。

(ア) 小分類371－固定電気通信業

(イ) 小分類372－移動電気通信業

(ウ) 小分類381－公共放送業（有線放送業を除く）

(エ) 中分類42－鉄道業

(オ) 中分類46－航空運輸業

(カ) 中分類49－郵便業（信書便事業を含む）

② 資本金・出資金・基金（以下「資本金等」という。）が1億円以上の会社企業であって①以外のものをしつ皆調査とする。

<事業所用> (全数 無作為抽出 (全数階層あり) 有意抽出)

③ ①(ア)から(カ)までに掲げる産業等以外に属し、①及び②に該当する企業等の傘下に属さない事業所について、産業、事業従事者規模別層化抽出により抽出する。（詳細は、別添1のとおり）

ただし、「中分類83－医療業」については、②の対象となる企業が少ないことから、他の層より売上高の分散が非常に大きい事業従事者500人以上を事業所としつ皆層とする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

<企業等用>

① 1か月目用調査票（企業等用）

・事業活動別月間売上高（収入額）

・事業従事者数及び内訳

② 月次調査票（企業等用）

・事業活動別月間売上高（収入額）

・事業従事者数及び内訳

<事業所用>

③ 1か月目用調査票（事業所用）

- ・月間売上高（収入額）
- ・事業所の主な事業活動の種類
- ・事業従事者数及び内訳

④ 月次調査票（事業所用）

- ・月間売上高（収入額）
- ・事業従事者数及び内訳

[集計しない事項の有無] ■無 □有

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末現在（事業従事者数については月末に最も近い営業日）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

調査票の配布：総務省—民間事業者—報告者

調査票の回収：総務省—民間事業者—（調査員）—報告者

(2) 調査方法

- 郵送調査
- オンライン調査（■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール）
- 調査員調査 □その他（ ）

[調査方法の概要]

調査は、総務省が民間事業者に委託し、以下の方法により行う。

ア 郵送調査

原則として、調査票の配布・回収共に毎月郵送で実施する。

ただし、必要に応じて、調査員が企業等及び事業所に直接訪問し調査票の回収を行う。

イ オンライン調査

企業等及び事業所の申出により、オンラインによる報告を認める。

オンライン調査は、政府統計共同利用システムにおけるオンライン調査システムにより実施する。なお、オンライン調査システムに接続し調査票に記載する場合には、事業所ごとに異なるパスワードが設定されるとともに、SSLによる暗号化のセキュリティ対策が講じられる。

<民間事業者に委託する業務内容>

- ① 企業等及び事業所の名簿等の整備・作成
- ② 郵送調査、オンライン調査、調査票回収対応等の体制整備・管理、調査関係書類作成
- ③ 企業等及び事業所の確認及び調査依頼、廃業確認・代替の選定
- ④ 企業等及び事業所への調査関係書類の配布・調査票の回収・督促等

- ⑤ 企業等及び事業所からの照会対応
- ⑥ 調査票の検査・電子データ化
- ⑦ 総務省における調査票審査に係る企業等及び事業所に対する疑義照会

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

- 1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

提出期限は、調査実施月の翌月20日

8 集計事項

- ・産業（中分類）別売上高（収入額）
- ・産業（中分類）別従業上の地位別事業従事者数

(注) 本調査の対象企業等・事業所が、特定サービス産業動態統計調査（経済産業省が所管する一般統計調査）の対象企業・事業所と重複している場合には、当該客体を本調査の報告を求める者から除外し、重複する調査事項（売上高及び事業従事者数等）について、特定サービス産業動態統計調査の調査票情報を利用する形で、本調査の集計に活用する。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

(2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(3) 公表の期日

速報：原則、調査実施月の翌々月下旬に公表

確報：原則、調査実施月の5か月後の下旬に公表

10 使用する統計基準

- 使用する→ 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()
 使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の表章は、日本標準産業分類による。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

- ・ 記入済み調査票：3年
- ・ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用（無期限）

(2) 保存責任者

12 その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）

東日本大震災により、調査計画を一部変更する。詳細については、別添2のとおり。

標本設計の基本的な考え方

層の区分の考え方

- 標本調査の対象の事業所については、企業等調査の企業傘下でない事業所から抽出する。
- 事業所の抽出においては、原則、産業別、事業従事者規模別に抽出する。
 - ※ 事業従事者数規模は、10人未満、10人～29人、30人～49人、50～99人、100人～199人、200人～299人、300人～499人及び500人以上ごとに抽出。
- 乗率が極端に大きな値となることや異常値による影響を防ぐ観点、廃業等による代替標本の必要性や標本層におけるローテーション実施に伴う予備標本を十分確保する観点から、抽出層ごとに、最低報告者数と最大報告者数及び標本割合を定める。
 - 十分な報告者数を確保できない場合は、しっ皆とする。
 - ※ 医療業については、(しっ皆調査となる)資本金1億円以上の企業はほとんどないことから、他の層より売上高の分散が非常に大きい事業従事者500人以上を事業所のしっ皆層とする。
- しっ皆層は、経済センサス - 基礎調査又は経済センサス - 活動調査による母集団名簿の更新まで原則固定し、標本層は原則2年間固定する。1月調査において標本を交替する。なお、統計の精度を担保する上で報告者数を確保することが必要な層(約5,000事業所)については、交替を行わず、継続的に調査の対象とする。

目標精度

- 以下のように目標精度を定める。

産業別の売上高の標準誤差率5～10%を目標とし、産業別事業従事者規模別の報告者数を定める。(現状は、中分類5%、その他の分類で7%又は10%)

- ※ 規模別の配分は、事業従事者数10人未満、10人～29人、30人～49人、50～99人、100人～199人、200人～299人、300人～499人及び500人以上において、ネイマン配分(抽出層別の母集団数×売上高標準偏差に比例した報告者数の配分)による。

報告者数の計算

- 上記の目標精度を満足する報告者数を求め、抽出層(産業×事業従事者規模)ごとに、最大報告者数(割合)、最低報告者数を超えた場合は調整する。
- 最終的な報告者数は、分かりやすい設計にするため、概数とする。

東日本大震災に伴う調査計画の変更

1 変更内容

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域又は居住制限区域については、調査対象地域から除外する。

なお、今後見直された場合は、上記地域に相当する地域を除外する。

2 変更する期間

当該地域の設定が解除され、調査が円滑に実施可能となるまでの間とする。

3 公表上の取扱い

公表において特段の取扱いは行わない。（公表時には、上記の地域を除外していることを明記する。）